

## 議題3（意見交換・質疑応答）

	意見・質問
東京都	<p><b>【意見】</b> 下記に関連したものとして、ヘイトスピーチ解消のため、法務省・東京法務局には、プロバイダ等への削除要請について、地方公共団体との一層の連携・協力を強くお願いしたい。</p> <p><b>【質問】</b> 昨年度のヘイトスピーチ専門部会の場合において、貴省から各地方方法務局に対して、地方公共団体からの削除要請等についてその対応結果を情報提供するように要請したと伺った。東京都では令和3年6月及び8月に東京法務局に削除要請を行ったが、その結果について未だ情報提供されておらず、また要請の際に「全てを情報提供するわけではない」との回答があるなど、本省と法務局との間に意識の乖離があるように思料する。 そこで、以下の点について伺いたい。 ①貴省から各地方方法務局へ要請した際の通知文をご提供いただきたい。ご提供いただけない場合、内容の詳細をご教示いただきたい。 ②地方公共団体からの削除要請後、省内（法務局内）ではどのような流れで検討がなされるのか。 ③情報提供までにはどの程度の時間を要するのか。 ④情報提供がなされないケースもあるのか。</p>
神奈川県	<p><b>【意見】</b> インターネット上の差別的書き込みをまとめて法務局に削除依頼を行った結果について、開示を検討いただきたい。</p> <p><b>【質問】</b> 本県から、次の事項について法務省と総務省に対し要望を行っているところですが、具体的な対応に着手されているか取組状況をお伺いしたい。 ①ヘイトスピーチ解消法については、憲法が保障する「表現の自由」への配慮が必要なことから、自治体ごとの判断に委ねることなく、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、実効性のある法律への見直し（法務省） ②インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集やより強制力を伴う削除要請を可能とするなど拡散防止に係る法改正等（総務省）</p>
相模原市	<p><b>【質問】</b> ①解消法制定後、同法の立法事実となったような酷いヘイトスピーチについては報道が減ったと見受けられるが、このことについて国ではどのように捉えているか。 ②一方で、近年では、解消法に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」には該当しない巧妙な発言がされているとの報道があるが、このことについて国ではどのように捉えているか。 また、今後このような発言に対して国として対応を検討していく予定はあるか。 ③解消法第4条には「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」とあるが、国と地方の適切な役割分担について、具体的にどのように考えれば良いのか伺いたい。</p>

意見・質問

【質問】

1 「インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案」について  
 去る7月2日に本府知事から法務大臣と総務大臣に対して、ヘイトスピーチをはじめとするインターネット上の人権侵害事象に対処するための提案を行ったところであるが、その後の検討状況について、情報提供いただきたい。

2 集団的ヘイトスピーチについて

平成31年3月8日付けの「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について（依命通知）」では、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、具体的被害が生じている場合は、人権侵害事件として手続きを進めるよう通知されている。

法務省が参画されている「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」（第1回）では、法務省の方からの「個人の権利利益を違法に侵害する投稿についてのみ削除要請を行っている」との発言や、他の委員から、集団的ヘイトスピーチについても、個人の権利侵害ではないが、同和地区の摘示のように予防という形で削除要請してもいいのではないかというような意見が出るなど、様々な議論がなされているところである。

そこで、依命通知が発出されて以降、これまでに、ヘイトスピーチが人権侵害事件として立件され、削除要請に至った事例があるのか、また、依命通知にある、調査するも人権侵害性が認められないと判断されたが、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認められ、プロバイダ等に対し、削除等の対応の検討を促した事例があれば情報提供いただきたい。

3 公の施設の利用制限に関する考え方について

ヘイトスピーチを理由とした公の施設の利用制限に関する考え方について、すでにガイドライン等を作成済みの自治体に下記2点をお伺いしたい。

①ガイドライン等を作成し、対外的に公表することで、公の施設におけるヘイトスピーチの実施に関して一定の抑止効果があったと考えるか。

②人権部局でガイドラインを作成した後、個別の施設において、設置管理条例や規則、要綱、利用案内等の内容について、ガイドラインを踏まえた記載内容に変更するなどの対応を行ったかどうかご教示いただきたい。（施設の利用案内等公開されている資料に「ヘイトスピーチ」を行う利用を禁止することを明記しているものがあれば、サンプルとして1事例でもご提示いただきたい。）

大阪府

意見・質問

<p>大阪市</p>	<p><b>【意見】</b>                  大阪市では、インターネット上のヘイトスピーチへの対処に関して、以前より国に要望を行ってきたところですが、国におかれては、この度、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）を改正され、被害者本人による発信者情報開示手続等についての一定負担軽減が図られることとなりました。一方、地方公共団体がヘイトスピーチを認定しプロバイダに削除を要請しても、プロバイダが発信者との争いを恐れて削除に応じない場合もありえます。地方公共団体が実効性のある施策を推進するためには、国において、こうしたプロバイダによる削除行為の責任を免除できるよう、関係法令の改正を行う等の措置を講じることが必要であると考えています。                  引き続き、国において効果的な措置を講じられるようお願いいたします。</p> <p><b>【質問】</b>                  議題1の中で国よりご説明がいただけるかもしれませんが、法務省人権擁護局調査救済課長名で平成31年3月8日付け依命通知された「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」に関し、昨年からご教示いただいている、法務局によるインターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処について、最近までの取扱件数、削除に至った件数を含め、具体的な成果について、ご教示ください。</p>
<p>京都市</p>	<p><b>【質問】</b>                  昨年度のヘイトスピーチ対策専門部会において、不当な差別的言動への対応として、国としての統一的な基準の発出や新たな対策へのお考えをお伺いし、貴室からは、差別的言動は、その言動ごとに個別の内容や地域の実情を考慮して適切に対応していく必要があることから、新たな制限は難しいとの回答をいただいた。                  しかしながら、今後とも選挙運動として行われる不当な差別的言動など、様々な場面や方法で不当な差別的言動が行われる可能性が高い中、そもそも「規制」に関する対応を地域ごとに定めることの妥当性については疑問に感じているところであり、国として、統一的に不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある対策をお願いしたいと考えている。                  ついては、法務省として、選挙運動として行われる不当な差別的言動への対応を含め、何か新たな対策を考えておられるのか。また、今後の方針について、どのようなお考えをお持ちかを改めてお聞かせいただきたい。</p>

意見・質問

<p>兵庫県</p>	<p><b>【意見】</b>          本県では、「インターネット・モニタリング事業」を平成30年7月から、県内市町と情報共有を図りながら実施し、ヘイトスピーチに該当すると思われるものについては、プロバイダー等への削除要請を行うと共に、神戸地方法務局へ削除依頼を行っている。          この際、同和問題（部落差別）については、「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」（平成31年3月8日付け、法務省人権擁護局調査救済課長名依頼通知）に併せて「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」（平成30年12月27日付け、法務省人権擁護局調査救済課長名依頼通知）を参考にしている。他方、これらの通知はプロバイダーが削除を行う際にも一の基準となっていると考えている。          しかしながら、ヘイトスピーチに関しては、検索時に使用するキーワードを特定することに非常に困窮するとともに、削除依頼等を行って行く上での基準となるものがなく、表現の自由の観点から、モニタリング結果の取扱いに苦慮している。          ついては、国において、ヘイトスピーチに該当する言葉、表現等を特定して、同和問題（部落差別）に関する通知と同様に、具体的な対応の通知を発出され、悪質な差別的書き込みの削除について実効性を担保願いたい。</p>
	<p><b>【質問】</b>          令和3年5月13日の第204回国会総務委員会で、表現の自由と人権侵害の線引きがプロバイダー任せになっているとの質問に対し、武田国務大臣が、全てを事業者任せにするのではなく、総務省の有識者会議において取組の効果検証を行う旨答弁されているが、この効果検証の進捗状況についてご教示いただきたい。</p>
<p>尼崎市</p>	<p><b>【意見】</b>          ①本市では、「インターネット・モニタリング事業」を実施しており、ヘイトスピーチに該当すると思われるものについて、プロバイダー等へ削除要請を行っているが、特定の個人を対象としていない場合は被害者を特定できず、削除されない状況にある。          この度、法務省においては、Youtube公認報告者プログラムに参加されているが、ヘイトスピーチが発見された場合、自治体の依頼によって法務省においても削除要請していただきたい。その場合、要請結果を自治体にフィードバックしていただきたい。（なお、Youtube以外のSNS（Twitter等）でのヘイトスピーチも散見される中、Youtubeと同様、国において優先的に削除されるようなスキームを検討されたい。）          さらにヘイトスピーチに係る検索方法についても、言葉・表現等を特定し、具体的な対応の通知を発出するなど実効性の担保をお願いしたい。</p> <p>②先般、兵庫県丹波篠山市においてインターネットサイト管理者への削除要請において勝訴したが、一地方自治体が同様に裁判を行うのは困難な状況にある。そのため、国においては法的な措置を含めた対応についてご検討いただきたい。</p>

意見・質問

沖縄県

【意見】

本県では、外国人観光客へのヘイトスピーチと思われる内容の街宣活動の事例があったことから、ヘイトスピーチ解消法に基づき地域の実情に応じた施策について検討しているところです。

法務局において行っているインターネット上のヘイトスピーチに対するプロバイダ等への削除要請の実績（どのような表現が削除され、又は削除されなかったのか等）について情報提供いただき、本県のヘイトスピーチ解消に向けた条例制定の検討に当たり、参考とさせていただきたい。

【質問】

本邦外出身者以外の者に対するヘイトスピーチについて、国の見解又は具体的な検討はありますか。